

## 特定目的住宅の入居に関する要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、特定の要件を備える者を優先的に選考して入居させる市営住宅（以下「特定目的住宅」という。）の入居者の募集、申込みおよび選考等について函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）および函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設特定目的住宅 条例第9条第6項に規定する特定の者を優先的に選考して、入居させることを目的として整備した市営住宅（シルバーハウジングを除く。）をいう。
- (2) 管理特定目的住宅 市営住宅のうち建設特定目的住宅以外のもの（条例第48条の規定により社会福祉法人等に使用させ、または条例第55条の規定により中堅所得者等に使用させるものを除く。以下「一般市営住宅」という。）で、条例第9条第6項に規定する特定の者のうち老人および心身障害者（日吉3丁目団地5号棟にあっては老人に限る。）を優先的に選考して入居させることを目的として公募の際市長があらかじめ指定した市営住宅をいう。
- (3) 車いす対応住宅 条例第9条第6項に規定する特定の者のうち、日常生活において車いすを使用することを常態としている者を優先的に選考して、入居させることを目的として整備した市営住宅をいう。
- (4) 子育て世帯向け住宅 条例第9条第6項に規定する特定の者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養している者を優先的に選考して、入居させることを目的と

して公募の際市長があらかじめ指定した市営住宅をいう。

## 第2章 建設特定目的住宅

(名称, 位置, 戸数)

第3条 建設特定目的住宅の名称, 位置, 戸数は別表第1のとおりとする。

(公募)

第4条 建設特定目的住宅の入居者の公募は, 毎年6月に空家待ち公募(以下「定期公募」という。)として行うものとする。ただし, 次の各号のいずれかに該当するときは, 空家が生じた都度に公募(以下「随時公募」という。)することができる。

(1) 建設特定目的住宅の入居候補者として決定された者が, 入居したこと等により入居候補者がいなくなったとき。

(2) 建設特定目的住宅の入居者の公募に対して, 入居の申込みがなかったとき。

(3) その他市長が特に認めるとき。

2 市長は, 空家待ち登録をすることができる戸数を限定して前項の公募をすることができる。

(入居申込書の添付書類)

第5条 建設特定目的住宅に入居を希望する者は, 入居の申込みの際, 規則第5条の市営住宅入居申込書に, 規則第13条第1項第2号から第6号および同条第2項に規定する要件に該当することを証する書類および住宅状況等申告書(別記第1号様式)を添付しなければならない。

2 建設特定目的住宅に入居を希望する者で, 同居し, または同居しようとする者がいない者は, 前項に規定するもののほか, 単身入居の入居資格認定のための申立書(別記第2号様式)を添付しなければならない。

(住宅に困窮する度合い)

第6条 条例第9条第7項に規定する住宅に困窮する度合いは, 前条第1項に規定する住宅状況等申告書により判定するものとする。

(入居候補者への通知等)

第7条 市長は、建設特定目的住宅の入居候補者として順位を決定したときは、別記第3号様式の通知書により、入居候補者へ通知するものとする。

2 建設特定目的住宅の入居候補者としての有効期間は、前項の規定により通知をした日から次の定期公募を行なう月の末日までとする。

3 市長は、第4条第2項の公募をしたときは、入居候補者として選考しなかった者に対し、別記第4号様式によりその旨を通知するものとする。

(入居候補者の辞退)

第8条 入居候補者は、転居または他の公営住宅へ入居したこと等により、建設特定目的住宅への入居を辞退しようとするときは、速やかに別記第5号様式の届出書により、市長に届け出なければならない。

### 第3章 管理特定目的住宅

(管理特定目的住宅の指定等)

第9条 管理特定目的住宅の指定は、次の各号に定める市営住宅の中から行うものとする。

(1) エレベータ設備を備えた4階建て以上の棟で居室数が3室以下または住戸専用面積が55㎡未満の1階および2階（1階部分に居室がない棟にあっては2階および3階、日吉3丁目団地5号棟にあっては1階から4階まで）部分の市営住宅

(2) エレベータ設備がない3階建以上の棟で、居室数が3室以下または住戸専用面積が55㎡未満である1階部分の市営住宅

2 前項の規定による管理特定目的住宅の指定は、入居者の公募のつど行うものとする。

(公募)

第10条 管理特定目的住宅の入居者の公募は、前条第1項に規定する市営住宅のうち現に空家となっている住宅を、市長があらかじめ指定して随時に行うものとする。

2 市長は、前項の規定による公募に対して入居の申込みがなかったと

きは、前条第2項の指定を取り消し、前項に規定する住宅を、前項の規定による公募と同時にを行った一般市営住宅の随時公募における住宅に振り替えることができる。

(入居申込書の添付書類)

第11条 管理特定目的住宅に入居を希望する者は、入居の申込みの際、規則第5条の市営住宅入居申込書に、規則第13条第1項第5号または第6号に規定する要件に該当することを証する書類および住宅状況等申告書(別記第1号様式の2)を添付しなければならない。

2 管理特定目的住宅に入居を希望する者で、同居し、または同居しようとする者がいない者は、前項に規定するもののほか、単身入居の入居資格認定のための申立書(別記第2号様式)を添付しなければならない。

(住宅に困窮する度合い)

第12条 条例第9条第7項に規定する住宅に困窮する度合いは、前条第1項に規定する住宅状況等申告書により判定するものとする。

#### 第4章 車いす対応住宅

(名称, 位置, 戸数)

第13条 車いす対応住宅の名称, 位置, 戸数は別表第2のとおりとする。  
(公募)

第14条 車いす対応住宅の入居者の公募は、現に空家となっている住宅を、市長があらかじめ指定して随時に行うものとする。

(入居者資格)

第15条 入居者または同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としている者であって、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 下肢・体幹の機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害により身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当すること。

(2) 下肢・体幹の機能障害により戦傷病者特別援護法(昭和38年法

律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症または恩給法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当すること。

(入居申込書の添付書類)

第16条 車いす対応住宅に入居を希望する者は、入居の申込みの際、規則第5条の市営住宅入居申込書に、前条に規定する要件に該当することを証する書類および車いす対応住宅入居選考のための申告書(別記第6号様式)を添付しなければならない。

(住宅に困窮する度合い)

第17条 条例第9条第7項に規定する住宅に困窮する度合いは、前条に規定する車いす対応住宅入居選考のための申告書により判定するものとする。

(条例第5条第7号による特定入居)

第18条 入居者または同居者の死亡または退去等により、車いす対応住宅に入居できる要件を具備しなくなったときは、特定入居させることができる。

## 第5章 子育て世帯向け住宅

(子育て世帯向け住宅の指定等)

第19条 子育て世帯向け住宅の指定は、西部地区および中央部地区(「函館市公営住宅等長寿命化計画」第1章1-5「地区の区分」の規定による。)に存する市営住宅(建設特定目的住宅および管理特定目的住宅を除く。)のうち居室数が3室以上または住戸専用面積が55㎡以上の市営住宅の中から行うものとする。

2 前項の規定による子育て世帯向け住宅の指定は、入居者の公募のつど行うものとする。

(公募)

第20条 子育て世帯向け住宅の入居者の公募は、前条第1項に規定する市営住宅のうち現に空家となっている住宅を、市長があらかじめ指定して随時に行うものとする。

2 市長は、前項の規定による公募に対して入居の申込みがなかったときは、前条第2項の指定を取り消し、前項に規定する住宅を、前項の規定による公募と同時に行った一般市営住宅の随時公募における住宅に振り替えることができる。

(入居申込書の添付書類)

第21条 子育て世帯向け住宅に入居を希望する者は、入居の申込みの際、規則第5条の市営住宅入居申込書に、規則第13条第1項第1号に規定する要件に該当することを証する書類および住宅状況等申告書(別記第1号様式の3)を添付しなければならない。

(住宅に困窮する度合い)

第22条 条例第9条第7項に規定する住宅に困窮する度合いは、前条に規定する住宅状況等申告書により判定するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。